

長崎市子育て住まいづくり支援費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、安心して子どもを生み育てることができる環境の整備及び子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、新たに3世代で同居又は近居するために住宅を新築若しくは改修する者又は住宅を取得する者に対し、予算の範囲内において、長崎市子育て住まいづくり支援費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯等 現に小学生以下の子ども（妊娠中を含む。）がいる子育て中の世帯又は婚姻の届出を行った夫婦（婚姻の予定がある場合を含む。）の年齢の合計が申請時点で80歳以下の将来子育てを希望する世帯をいう。
- (2) 3世代 子育て世帯等を含む3つ以上の世代（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族に限る。）をいう。
- (3) 同居 市内において同一住宅に居住することをいう（一戸建て住宅においては、同一敷地内にある離れに居住することを含む。）。
- (4) 近居 市内において同一中学校区又は隣接する小学校区内に居住することをいう。
- (5) 新築住宅 新たに建設された住宅で、人の居住の用に供したことの無いもの（建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く。）をいう。
- (6) 中古住宅 既に建築されている住宅のうち、新築住宅以外の住宅で、補助を受ける者及びその3親等以内の者の所有でない住宅をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助の対象となる住宅は、本市内に存し、及び関係法令に適合するものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 一戸建て住宅（併用住宅の場合は、住宅の用に供する部分に限る。）
- (2) マンション等の共同住宅等（2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物をいう。）で、人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）

（補助対象者）

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、規則に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 規則第6条第1項に基づく交付決定通知後に新たに3世代で同居又は近居するために自ら居住するための住宅を新築しようとする者
- (2) 補助対象年度の4月1日以降に新たに3世代で同居又は近居する者であって、規則第6条第1項に基づく交付決定通知後に自ら所有する住宅又は自ら所有しようとする住宅を改修しようとするもの（相続人等相当の理由があると市長が認める者を含む。）
- (2) 規則第6条第1項に基づく交付決定通知後に新たに3世代で同居又は近居するために自ら居住するための新築住宅又は中古住宅を取得（以下「住宅の取得」という。）しようとする者

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（消費税相当額を含まない額をいう。以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 新たに3世代で同居又は近居するための住宅の新築工事（住宅部分に限る。）又は別表第1に示す住宅の改修工事に係る経費
 - (2) 新たに3世代で同居又は近居するための住宅の取得に係る経費
- 2 前項第1号に示す改修工事は、市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人が施工するものに限る。
- 3 他の公的補助金等の対象となる事業は、補助対象となる部分が明確に区分することができる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分についてのみ、補助対象とすることができる。

4 前3項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。

- (1) 補助金の交付決定通知前に着工又は売買契約したもの
- (2) その他市長が補助の対象として適当でないと認めるもの

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の5分の1以内とし、かつ、1件の申請につき40万円を限度とする。この場合において、千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第7条 規則第3条第1項に規定する市長が定める日は、補助対象年度の12月28日とする。

2 規則第3条第1項第1号に規定する事業計画書は、事業計画書兼補助金算定書(第1号様式)によるものとする。

3 規則第3条第1項第5号の市長が必要があると認める書類は、別表第2の左欄に掲げる補助対象者の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。

4 規則第3条第2項の規定により、同条第1項第2号から第4号までの書類は省略させるものとする。

(不交付の決定)

第8条 規則第6条第2項の通知は、補助金不交付決定通知書(第5号様式)によるものとする。

(計画の変更)

第9条 規則第6条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定の内容に変更が生じる場合は、規則第5条第3項の規定により補助事業等変更中止(廃止)承認申請書を、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書兼補助金算定書
- (2) 第7条第3項の申請で添付した書類のうち変更となるもの
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する場合において、改修内容等の変更が軽微で、補助金の交付決定額に変更がないときは、交付決定者は補助事業等変更届出書（軽微な変更）（第6号様式）を、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書兼補助金算定書
- (2) 第7条第3項の申請で添付した書類のうち変更となるもの
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 規則第6条及び前条の規定は、第1項について準用する。この場合において、規則第6条第1項中「補助金等交付決定通知書」とあるのは「補助金内容変更承認通知書（第7号様式）」と、前条中「補助金不交付決定通知書」とあるのは「補助金内容変更不承認通知書（第8号様式）」と読み替えるものとする。

（申請の取下げ）

第10条 申請者は、規則第7条第1項のほか、補助金の交付申請後に申請した補助事業を中止しようとする場合は、申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げは、補助金交付申請取下書（第9号様式）によるものとする。

3 規則第7条第1項に規定する別に定める期日は、補助金の交付決定の通知のあった日の属する年度の3月10日とする。

（実績報告書）

第11条 規則第12条に規定する別に定める期日は、補助事業完了の日（第5条第1項第1号に掲げる新築工事又は改修工事の場合は工事完了日又は支払いが完了した日のいずれか遅い日、第5条第1項第2号に掲げる住宅の取得の場合は補助対象住宅の登記が完了した日）から起算して30日（新たに3世代で同居又は近居するための中古住宅を取得する場合において、当該住宅のリフォーム工事を行うなど、やむを得ない事情により当該住宅に補助事業完了の日から30日以内に同居又は近居できない場合は、当該工事等の完了の日から起算して30日）を経過する日又は補助金の交付決定の通知のあった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日とする。

2 規則第12条第2号のその他市長が必要と認める書類は、別表第3の左欄に掲げる補助対象者の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。

(是正のための措置)

第12条 規則第14条の規定による是正のための措置は、長崎市子育て住まいづくり支援費補助金不適合通知書(第10号様式)によるものとする。

(補助金の請求)

第13条 規則第15条第2項の請求書は、補助金交付請求書(第11号様式)によるものとする。

(意見の聴取及び立入調査)

第14条 市長は、この要綱に定める事項について、必要があると認めるときは、申請者に対する意見の聴取及び申請者の同意を得たうえで、補助対象住宅への立ち入りを行うことができるものとする。

(財産処分の制限)

第15条 規則第19条ただし書に規定する市長が別に定める期間は、補助金の交付の日から次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 第5条第1項第1号に規定する新築工事の場合 10年間
- (2) 第5条第1項第1号に規定する改修工事の場合 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定めがあるものは、その耐用年数の期間(当該耐用年数が10年を超える場合には、10年間)
- (3) 第5条第1項第2号に規定する住宅の取得のうち、新築住宅を取得する場合 10年間
- (4) 第5条第1項第2号に規定する住宅の取得のうち、中古住宅を取得する場合 22年から経過年数(当該経過年数が22年を超える場合には、22年。以下同じ。)を控除した年数に、経過年数の百分の二十に相当する年数を加算した期間(当該期間が10年を超える場合には、10年間)

(補助回数)

第16条 補助金の交付は、同一住宅及び同一人について1回限りとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成28年7月15日長崎市告示第548号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成29年4月6日長崎市告示第282号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市子育て住まいづくり支援費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行日以降に行われた申請に係る補助金から適用し、同日前に行われた申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の日から平成30年3月31日までの間は、改正後の長崎市子育て住まいづくり支援費補助金交付要綱第4条第2号中「4月1日」とあるのは、「告示の日」と読み替えるものとする。
- 4 改正前の長崎市子育て住まいづくり支援費補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

別表第1（第5条関係）

交付の対象となる経費	項目	工事の内容等
新たに3世代で同居又は近居するための改修工事費	間取りの変更等	間取りの変更、部屋等の増築、玄関の増設 等
	設備の改修	キッチン、浴室、トイレ、洗面所等の改修又は増設
	バリアフリーリフォーム	①通路又は出入口の幅を拡張する工事 ②階段の勾配を緩和する工事 ③手すりを取り付ける工事 ④段差を解消する工事 ⑤出入口の戸を改良する工事 ⑥床の材料を滑りにくいものに取り替える工事
	断熱改修	①屋根（天井）、外壁、床の断熱改修 ②窓の断熱改修
	浄化槽の設置等	浄化槽の設置又は入れ替え

別表第2（第7条関係）

補助対象者の区分	必要な書類
<p>新たに3世代で同居 又は近居するために 住宅を新築する者</p>	<p>(1) 補助金等交付申請書附票（第2号様式） (2) 3世代で同居又は近居しようとする者全員の住民票の写し (3) 3世代の関係が確認できる戸籍 (4) 子育て世帯が妊娠中である場合は、母子健康手帳の写し (5) 3世代で同居又は近居しようとする者全員の市税を滞納していないことが確認できる書類（完納証明書） (6) 近居の場合は、近居の内容がわかるもの (7) 各階平面図 (8) 住宅の取得に係る経費がわかるもの (9) 事業前アンケート (10) 委任状（第3号様式）（代理人が手続きを行う場合に限る。） (11) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>新たに3世代で同居 又は近居するために 住宅を改修する者</p>	<p>(1) 補助金等交付申請書附票 (2) 3世代で同居又は近居しようとする者全員の住民票の写し (3) 3世代の関係が確認できる戸籍 (4) 子育て世帯が妊娠中である場合は、母子健康手帳の写し (5) 3世代で同居又は近居しようとする者全員の市税を滞納していないことが確認できる書類（完納証明書） (6) 近居の場合は、近居の内容がわかるもの (7) 補助対象リフォーム工事費内訳書（第4号様式） (8) 現況写真（補助対象住宅の全景写真、補助を受ける改修工事の部分及び部位並びに設備毎に着工前の状況を撮影したもの（以下「補助対象住宅の全景写真等」という。） (9) 図面（改修工事前後の平面図等、改修工事の内容がわかるもの） (10) 工事見積書 (11) 建物の登記事項証明書、固定資産税納税通知書の写し、固定資産家屋台帳の写し等、補助対象住宅の所有者等が確認できるもの (12) 事業前アンケート (13) 委任状（代理人が手続きを行う場合に限る。） (14) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>新たに3世代で同居 又は近居するために 住宅を取得する者</p>	<p>(1) 補助金等交付申請書附票 (2) 3世代で同居又は近居しようとする者全員の住民票の写し (3) 3世代の関係が確認できる戸籍 (4) 子育て世帯が妊娠中である場合は、母子健康手帳の写し (5) 3世代で同居又は近居しようとする者全員の市税を滞納していないことが確認できる書類（完納証明書） (6) 近居の場合は、近居の内容がわかるもの (7) 現況写真（補助対象住宅の全景写真等） (8) 住宅の取得に係る経費がわかるもの (9) 建物の登記事項証明書</p>

	(10) 事業前アンケート (11) 委任状（代理人が手続きを行う場合に限る。） (12) その他市長が必要と認める書類
--	--

別表第3（第11条関係）

補助対象者の区分	必要な書類
新たに3世代で同居又は近居するために住宅を新築した者	(1) 新たに同居又は近居した者全員の住民票の写し (2) 完成写真（全景写真） (3) 領収書の写し等（支払が確認できるもの） (4) 事業後アンケート (5) その他市長が必要と認める書類
新たに3世代で同居又は近居するために住宅を改修した者	(1) 新たに同居又は近居した者全員の住民票の写し (2) 施工中及び完成写真（補助を受ける改修工事の部分、部位及び設備毎に撮影したもの） (3) 納品書等（滑りにくい床材、断熱材、断熱窓その他性能が求められるもので市長が必要と認めるもの） (4) 領収書の写し等（支払が確認できるもの） (5) 事業後アンケート (6) その他市長が必要と認める書類
新たに3世代で同居又は近居するために住宅を取得した者	(1) 新たに同居又は近居した者全員の住民票の写し (2) 領収書の写し等（支払が確認できるもの） (3) 売買契約書の写し (4) 事業後アンケート (5) その他市長が必要と認める書類